

# 中国黒龍江省における道産品テスト販売等事業委託業務 企画提案指示書

## 1 目的

北海道と友好提携を結んでいる黒龍江省での道産品の販路拡大を図るため、黒龍江省内ハルビン市内の小売店及びECサイトにおいて道産食品のテスト販売を行うとともに、食や観光、アイヌ文化、縄文文化など北海道の魅力を一体的に情報発信する。

## 2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで

## 4 委託業務の概要

中国黒龍江省内の百貨店等小売店1店舗以上及び店舗ECサイト等での道産品のテスト販売を実施するとともに、食や観光、アイヌ文化、縄文文化など北海道の魅力に関するプロモーションを実施する。

## 5 委託業務の内容

### (1) 会場、商品、輸出に係る調整等

以下の項目を踏まえて企画提案を行うこと。

#### ア 実施箇所及び期間

- ・道産品の販売に意欲的な小売店1店舗以上にて店舗及び店舗の運営するECサイトにてテスト販売の実施に伴い以下の調整などを行うこと。
- ・道内企業及び委託者が販売やプロモーションを行うため、十分な面積を確保すること。
- ・集客が期待される金、土、日曜日を含む連続する4日以上の販売を行うこと。
- ・販売を行う店舗のECサイト等を活用し、道産品のEC販売を併せて行うこと。

#### イ 出展企業の募集及び取りまとめ

- ・関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。
- ・道内3市町村10社以上から農産品・農産加工食品、水産品・水産加工食品、その他加工食品3分野50品目以上を出品すること。
- ・取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。
- ・商品については、受託社は委託者と協議の上、決定すること。

#### ウ 出展商品の輸出

- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所（日本国内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、中国の目的港（海路、空路を含む）までの輸送、中国の目的港から会場の出展エリアまでの輸送を行うこと。
- ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

## エ 食・観光・文化の情報発信プロモーション

- ・販売会場及びECサイト内では北海道の食、観光、文化に関する情報発信を行い、北海道の食、観光、アイヌ文化や縄文文化の魅力を来場者に伝達できるようにすること。
- ・「道産品輸出用シンボルマーク」の認知拡大のための情報発信を行うこと。
- ・ロゴやポスター等を活用し、企業や商品の特徴を来場者に伝達できる内容とすること。
- ・ポスターやパンフレット等啓発資材の取りまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。

## **(2) 販売エリアの配置、装飾、運営等に係る調整等**

以下の項目を踏まえて企画提案を行うこと。

### ア 配置及び装飾

- ・出展する商品のPOP等のPR資材を、十分に展開することが可能な面積を確保すること。
- ・配置については、次のスペースを設置すること。
  - (ア) 商品：商品や企業を紹介するPOP等を掲出した及び商品の試食並びに販売スペース
  - (イ) 観光・文化：アイヌ文化・縄文文化を含む北海道観光・文化のPRスペース
  - (ウ) その他委託者が必要と認めるスペース
- ・装飾については、次の事項を踏まえ、実施すること。
  - (ア) エリア全体で、北海道を想起させる写真等を使用したパネル及び看板などの装飾。
  - (イ) 企業のロゴや写真等を活用した、企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
  - (ウ) 「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」の啓発資材を活用した装飾。
  - (エ) その他委託者が必要と認める装飾。

### イ 備品・什器、設備等

- ・必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、その他委託者が必要と認めるものを設置すること。
- ・照明設備、電気設備、厨房設備（上排水設備含む）、ストックヤードのほか、その他委託者が必要と認める設備については、実施する店舗と協議の上、確保すること。

### ウ 管理・運営

- ・出展エリアの管理・運営を行う人員を2名以上、うち1名は日中のビジネス通訳が可能な人員を配置すること。
- ・日本から現地に渡航できない場合、開催期間中に管理・運営を行う人員に常に連絡がとれる体制を整えること。

### エ 販売時の通訳及び販売員の配置

- ・出展エリアの規模に応じた人数の道産品販売専門の販売員を配置すること。
- ・現地渡航を行う企業等がいる場合は出展期間中、日本語と中国語の通訳が可能な通訳及び販売員を配置するものとし、販売支援ができるようにすること。
- ・販売員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を販売員に事前に伝達すること。

### オ 特設ECサイトでの販売

- ・ECサイトに実店舗での販売と連動した道産品の特設ページを設けて販売を行うこと。
- ・特設ECサイト内で北海道の食、観光、アイヌ文化や縄文文化の魅力、「道産品輸出シンボルマーク」の周知を行うこと。

### カ 販売の周知・広告

- ・店舗と連携し、店舗内装飾及びSNSを活用して、店舗及び特設ECサイトでの道産品販売について効果的な周知・広告を行うこと。

#### キ 資材等の輸送

- ・商品や企業の紹介用パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

#### ク 出展に向けた会場側との準備・調整全般

- ・出展までの準備・調整等を進めるにあたり、現地関係者との調整が必要となることから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- ・出展に係る準備、パレションなど、委託者が必要と認める資料を作成すること。

### **(3) 調査及び成果品**

以下の項目を踏まえて企画提案を行うこと。

#### ア 消費者及びバイヤーの評価調査の実施

- ・消費者へのアンケートを期間中1日につき100名以上から聴取すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定することとする。
- ・中国側バイヤーから出展商品の評価及びニーズがある道産品のイメージ等についてヒアリングを行うこと。

#### イ 調査内容

今後の中国（地方都市部）での道産品の販路拡大に資する有益な調査とするため、以下の視点を踏まえて上記調査を実施すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の流行等の影響を踏まえて消費者動向の変化。  
（例 健康志向の拡大や経済状況の変化による消費動向の変化等。）
- ・マーケットインの視点から今後、道産品の輸出拡大に向けて重点的に取り組むべき品目。  
（例 農林水産省の定める輸出重点品目のうち北海道に期待されている品目。  
消費者が購入に前向きになれる値段帯やブランドイメージ 等。）
- ・ハルビン市のような地方都市部と経済規模の極めて大きい都市（北京・上海等）と比較し、品目やPR手法等の販売戦略上の意識すべき差異。
- ・ECサイト等デジタル空間を活用した販売チャネルの多角化にあたり、効果的なPR手法や積極的に発信すべき商品情報の切り口等。

#### ウ 成果品

- ・成果品として以下の内容を含む報告書を作成すること。
  - （ア）販売実施までの店舗等の調整内容等、事業の経過
  - （イ）販売場所のレイアウトや特設ECサイトの構成
  - （ウ）食や文化、観光に関する情報発信の実施状況
  - （エ）販売状況がわかる写真やECサイトのスクリーンショットなどの画像
  - （オ）出展商品ごとの販売数量及び金額
  - （カ）上記（3）ア・イの調査結果及び結果に基づく今後の道産品の販路拡大に資する分析
  - （キ）その他、委託者は必要と判断し指示する事項。
- ・受託者は店舗やSNS等での広告に活用したPR素材等について、今後の中国への道産品の販路拡大に活用できるよう、別途、成果品として電子データを提出すること。
- ・提出については、報告書は電子媒体（Word、DVD-R1枚）・紙媒体（冊子2部）、PR素材等は電子媒体（DVD-R1枚）を作成すること。

## 6 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
  - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - （ウ）消費税及び地方消費税
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
    - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
    - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
    - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
  - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 事業者の適格性
  - ア 中国でのイベントの開催や実施、商品の輸出入など貿易に関する十分な知識や実務経験を有していること。
  - イ 各業務項目の実施にあたり、店舗との協議担当者など適切な人材配置を行い、国内外における業務執行体制が確立できること。
  - ウ 事業実施のスケジュール、経費積算が妥当と考えられること
- (2) 企画提案の適合性
  - ア 販売を行う店舗が、その実施規模、来店者数、客層などにおいて、道産品のテスト販売を効果的に行うことが可能であること。
  - イ 道内から広く企業・商品を募ることができる内容となっていること。
  - ウ 会場のレイアウトや装飾等が北海道の食、観光、文化など一体的に発信できる効果的な内容となっていること。
  - エ 周知及び販売に関する適切な手段が設定され、北海道の魅力や商品の特徴等を効果的に訴求できる創意工夫がなされていること。
  - オ 消費者アンケートやバイヤーヒアリングの調査方法・内容が適切に設定されていること。

### (3) 道施策との適合性

- ア「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

## 8 予算上限額（消費税を含む）

3,535 千円

## 9 参加表明書、企画提案書の提出方法

### (1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

担 当 齊藤 遼

電 話 011-204-5342 （内線）26-655

F A X 011-232-8870 E-mail [saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp)

### (2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年（2021年）10月18日（月）15時（※決裁注：公告から2週間後）
- イ 提出場所 (1) に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送（書留郵便に限る）
- エ 提出様式 別添様式1のとおり

### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年（2021年）10月25日（月）15時（※決裁注：公告から3週間後）
- イ 提出場所 (1) に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送（書留郵便に限る）
- エ 提出様式 別添様式2のとおり

## 10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。  
なお、事前に不参加を決定した場合は、10月22日（金）17時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
10(1) に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。